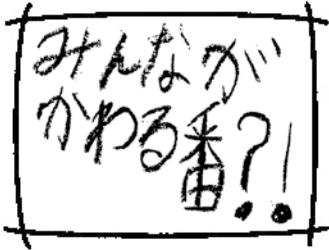


自治基本条例とまちづくり<sup>18</sup>



今回は、第4章市政運営と市民参画についてご紹介します。市では、第23条の規定に基づき第2次総合計画を策定しています。第2次総合計画は、時代に合わせた新たな将来都市像の実現のための政策がまとめてあります。



(将来ビジョン等の策定)

第23条 市長等は、地域のまちづくりに取り組む市民の意見を聴きながら、愛西市の総合的かつ計画的な市政運営を図るための将来ビジョン等(以下「総合計画等」という。)を策定し、まちづくりをすすめます。

(情報公開)

第24条 市は、市政運営に関する市民の知る権利を保障し、市が行う諸活動を市民に説明するため、市が持っている情報を積極的に公開し、市民と情報を共有します。  
2 前項の市が持っている情報の公開の手続等については、別に条例で定めます。

(行政手続)

第25条 市長等は、市民の権利及び利益の保護に資するため、市長等が行う許認可の申請等の手続について、行政手続法(平成5年法律第88号)等に定めるもののほか、その基本的な事項を定め、公正の確保及び透明性の向上を図らなければなりません。  
2 前項の手続きの基本的な事項については、別に条例で定めます。

今年度、第2次総合計画の中間見直しを行います。市民の皆さんとともにまちづくりを進めていくため、広報紙や市ホームページなどで情報を提供し、市民の皆さんから意見をいただく機会を設けていきます。こうした機会を活用し、まちづくりに参加しましょう。

☎市民協働課 ☎(55)7113

【熱中症とはどういう病気】  
熱によって起こる様々な身体の不調のことをいい、暑さによって体内の水分・塩分のバランスが崩れ、体温の調節機能が乱れてしまう事が原因です。  
めまい、立ちくらみ、体温上昇、倦怠感、嘔吐などの症状があり、ひどいとけいれんや意識を失うこともあります。

【熱中症の予防】  
・ 飲み物を持ち歩き、水分や塩分を適度にとりましょう。  
・ 運動中や作業中は無理せず、こまめに休憩をとりましょう。  
・ 就寝時も涼しい環境で十分な睡眠を確保しましょう。



【熱中症に気を付けて】

【新型コロナ感染防止と熱中症予防】  
エアコンの使用は、熱中症対策に有効ですが、新型コロナ対策においては窓の開放や換気扇での換気が必要です。換気により室温が高くなることもあるので、エアコンの温度設定を下げるなどの調節を行います。

【熱中症になった時は】  
・ 涼しい場所へ移動する。  
・ 衣服を脱がしたり、常温の霧状の水を身体に吹き付け、うちわなどで扇ぐ。  
特に子どもや高齢者は体温調節がうまくできない場合があるので注意が必要です。  
意識障害(受け答えや会話がおかしい)、運動障害(普段通りに歩けないなど)、けいれんなどの症状がみられる場合は、すぐに救急車を要請してください。  
暑さとうまく付き合って、熱中症を防ぎましょう。

☎消防本部予防課 ☎(26)1109

